

平成2年8月

各位

四街道市役所都市部建築課

みそら団地内の建築について（お願い）

みそら団地内の建築協定は、昭和63年3月をもって有効期限が満了しました。しかし、当団地は戸建の団地として長年皆様によって良い住環境を保全してきましたので、今後もこれらの良好な住環境を保全して行く為下記の『建築物の制限』を遵守し建築の計画を行うよう御協力願います。

記

建築物の制限内容（建築協定の抜粋）

第6条 前条に定める区域内的の建築物の用途、位置、構造等は次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物は一宅地一戸の専用住宅であること。  
ただし建築基準法別表第二(イ)欄二及び八に示すものはこの限りでない。
- (2) 建築物の階数は、地階を除き2以下とする。
- (3) 宅地造成完成時の地盤からの高さは10m以下とする。
- (4) 外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1.0m以上とする
- (5) 建築物に付属する軒高3m以下の自家用車庫で25㎡以内のもの及び軒高3m以下の物置で5㎡以内のものは前各号の制限をうけない。